

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	株式会社セイユー建設（代表取締役 青田 由広）
	法人番号 5380001016283
住 所	福島県相馬市馬場野字岩穴前201-1

2. 措置期間

平成 31 年 1 月 15 日 ～ 平成 31 年 3 月 14 日（2か月）

3. 事実概要

当該人は、平成23年10月から11月までの間に民間工事において、建設業法第16条第1項に違反し、特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、建設業法第28条第3項に基づき、平成30年12月18日、福島県知事より平成31年1月1日から7日間の営業停止処分を受けた。

4. 措置理由

このことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の4（建設業法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の4】

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 4 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、又は建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
(電話) 024-521-7899